

2022年5月9日

各 位

会社名 函研エルミック株式会社  
代表者 代表取締役社長 朝倉 尉  
(コード番号4770東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 雄一郎  
(TEL. 045-624-8111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第45回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日
定款変更の効力発生日	2022年6月24日

以 上

<別紙>

定款の新旧対比表

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)  <u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)  <u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>附 則  (監査役の実任免除に関する経過措置)  <u>当社は、第 38 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則  (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  <u>第 1 条 定款第 13 条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び定款第 13 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u>  <u>3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>